

No.	カテゴリー	質問	回答	参考URL
1	欧州関連	現在ECHAのRAC, SEACでは、規制対象を人体に触れる可能性が高いものから順に議論を進めているように見受けられました。今後も人体への影響を最優先として、PBT（難分解性、高蓄積性、毒性）の観点から規制は慎重に進むと考えてよいでしょうか。	ご指摘頂いたように、規制対象を人体に触れる可能性が高いものから順に議論を進められていると考えております。よって、今後も、人体の影響を最優先にする想定しております。3月には消費者用途、化粧品、スキーワックスが審議される予定ですが、6月以降の予定に関しては、今後公表予定のECHAの2024 Work Planをご確認願います。	
2	欧州関連	いつも有用な情報をご提供くださりありがとうございます。今回のウェビナーも情報量が多く大変有益でした。ECHAのForumのAdviceの位置付け、重要性について質問がございます。 先日、ECHAのForumの "Advice on enforceability of the Annex XV restriction proposal regarding: "Per-and polyfluoroalkyl substances (PFAS)" が公開されました。ECHAのウェブサイト（ https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-8-november-2023 ）によると、ForumのAdviceはREACH制限プロセスで不可欠な部分を占めるとのことです。他方、貴協議会ウェビナーではForumのAdviceについて言及されてはいたものの資料には記載がないように見受けます。このAdviceはPFAS制限案の決定にどの程度重要で影響するのでしょうか？もし可能であれば過去の制限案を通じての知見をご教示賜りたく存じます。Adviceの記載内容を確認する限りでは、現在の制限案では執行がかなり困難で、大幅な修正が求められていると理解しています。私どもは今回初めてこのような機会に対応するにあたり、ECHAのウェブサイト、貴協議会や欧州業界団体のウェビナーなどを参考しております。貴協議会における過去のご経験から何か情報があればご教示くださると大変幸甚に存じます。よろしくお願い申し上げます。	ECHAのこの提言はREACH規則第77条4項に基づくものであり、「PFASを一括」して対象としていることは他のすでに施行されている法律との重複規制となっていることやPFASの分析方法が確立されていないこと等、規制案の実行可能性に重大な課題があることを指摘、大幅な改善が必要と結論付けたものであり、非常に重要なものであると考えています。この提言を基に制限案を提案した5か国は制限案の見直しを図るものと考えています。	
3	欧州関連	単に疑問ですが、欧州委員会で議論されるほどスキーワックスにPFASが使用されているのでしょうか？	FCJでは制限案原文に記載の情報以上のことは把握しておりませんが、制限案の中では附属書(Annex) AのA.3.8の項(P57-58)にスキーワックスに関する情報が記載されております。	https://www.echa.europa.eu/documents/10162/f71f3bed-e48d-5004-d195-e293c38d0602
4	北米関連	米国が、合理的、現実的な線に進んでいることを理解（安心）しました。来年大統領選挙がありますが、政権が交代してもPFASの規制動向は引き継がれると考えてよいでしょうか。	米国の政権交代による規制方針の転換有無について、現時点で判断はできません。特に政党が変わる場合には注視が必要と考えます。FCJは、今後もウェビナー等を通じて適時情報提供を行って参ります。	
5	その他	日本の規制動向への影響が気になります。	日本においても、PFASに対する総合戦略検討専門家会議（環境省）などが開催され、規制についての議論がなされております。これらの会議への参加や過去の資料から情報入手することが可能となっております。	PFASに対する総合戦略検討専門家会議 水・土壌・地盤・海洋環境の保全 環境省 (env.go.jp)